

食料・農業・農村基本法の見直しの方向（「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」）

○ 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

- **食料安全保障の定義**
食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、平時からの**食料安全保障**を確保。
- **輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化**
小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**を図るとともに、輸入の安定確保や**備蓄の有効活用**等も重視。
- **海外市場も視野に入れた産業に転換**
輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。
- **適正な価格形成に向けた食料システムの構築**
持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの各段階で**適正な価格形成の実現**。
- **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**
買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康的な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

- **環境と調和のとれた食料システムの確立**
 - ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
 - ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

- ～**急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立**～
- **人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立**
 - ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる**経営体等（担い手）の育成・確保**。
 - ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
 - ・地域の話し合いを基に、担い手に加え、**多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる**。
- **スマート農業などによる生産性の向上**
 - ・**スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保**。
 - ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。
- **家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護**等
 - ～**農村人口減少の中での農村集落機能の維持**～
 - **農村コミュニティの維持**
 - ・イノベーションによるビジネス創出や**情報基盤整備**等により都市から**農村への移住、関係人口の増加**等を図る。
 - **農村インフラの機能確保**
 - ・**集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る。

資料 1

不測時の食料安全保障の強化 - 政府の体制整備

平時からの食料安全保障の確保 - 食料・農業・農村基本計画の見直し